【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月11日
【中間会計期間】	第99期中（自　2026年4月１日　至　2026年9月30日）
【会社名】	千代田化工建設株式会社
【英訳名】	Chiyoda Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　太田　光治
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
【電話番号】	045（225）7777（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長　　佐伯　晋
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
【電話番号】	045（225）7777（代表）
【事務連絡者氏名】	主計部長　　小喜多　智彰
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第98期 中間連結会計期間	第99期 中間連結会計期間	第98期
会計期間		自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2026年4月1日 至 2026年9月30日	自 2025年4月1日 至 2026年3月31日
完成工事高	(百万円)	194,729	180,856	493,942
経常利益	(百万円)	19,589	19,516	92,474
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益	(百万円)	17,580	18,024	84,663
中間包括利益又は包括利益	(百万円)	21,227	14,293	90,823
純資産	(百万円)	46,256	75,070	115,860
総資産	(百万円)	447,578	384,333	513,817
1株当たり中間（当期）純利益	(円)	63.79	51.43	318.61
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益	(円)	16.85	22.28	81.13
自己資本比率	(%)	10.0	18.9	22.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	11,952	△13,915	26,132
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△2,663	667	△3,279
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△654	△75,827	△1,652
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	(百万円)	221,267	156,062	242,376

（注）1　当社は中間連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2　当社は、役員報酬BIP信託を導入しております。これに伴い、当該信託が保有する当社株式を、1株当たり中間（当期）純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものです。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間の経営成績及び財政状態は、次のとおりです。

当社グループでは、エネルギー分野において、現在複数のEPC（設計・調達・建設）案件を遂行中です。米国のGolden Pass LNG プロジェクトは、Zachry社離脱後、McDermott社との新JV体制へ移行し、Train1～3の改定EPC契約をGolden Pass LNG社と締結しました。Train1は2026年3月に1st LNG※を達成し、Train2/3についても完工に向けて工事を遂行しています。

カタールでは、年産800万トンのLNGプラント4系列の増設案件であるカタールNorth Field East LNG輸出基地案件の建設工事を遂行中です。中東情勢の緊迫化を受け、工事の一時的な停止や代替輸送手段への切り替えなど慎重な対応が必要となる局面があったものの、現場工事は以前の進捗水準に回復しています。当中間連結会計期間においては、中東情勢緊迫化の業績への影響は軽微であり、今後も安全確保と品質維持を最優先にプロジェクトを遂行いたします。また、中近東地域において既存設備に関わる案件を遂行中です。
その他、地球環境分野において、固体電解質大型パイロット装置を始め複数のEPC案件を遂行中です。

当中間連結会計期間の連結受注工事高は、中近東地域における既存設備に関わる案件や、国内の先端素材、医薬品設備のEPC案件を中心とした案件の受注により1,076億47百万円(前年同期比32.7%減)となりました。

連結完成工事高は海外完工済案件における追加収益の計上や、国内の先端素材関連の主要案件が順調に進捗した一方、海外の大型案件が完工に向けて着実に進捗していること等により、1,808億56百万円(同7.1%減)であった結果、連結受注残高は5,296億10百万円(前連結会計年度末比13.6%減)となりました。

営業利益は上記の影響に加え、固定費適正化の継続的な取り組みにより161億26百万円(前年同期比3.3%増)、経常利益は受取利息や為替差損などの影響により195億16百万円(同0.4%減)となりました。また、法人税等の計上により、親会社株主に帰属する中間純利益は180億24百万円(同2.5%増)となりました。

資産については、資本政策の着実な推進などにより、前連結会計年度末に比べ1,294億83百万円減少しました。

負債については、劣後金銭消費貸借契約に基づく借入金の返済、工事の着実な進捗に伴う契約負債の減少などにより、前連結会計年度末に比べ886億93百万円減少しました。

純資産については、A種優先株式の一部取得及び消却などにより、750億70百万円となりました。

※安定的な商業生産・出荷が始まる前の初期段階の稼働

受注高、完成工事高、受注残高の実績は、次のとおりです。

（単位：百万円）

セグメントの名称		前中間連結会計期間 （自　2025年4月1日 至　2025年9月30日）			当中間連結会計期間 （自　2026年4月1日 至　2026年9月30日）		
		受注高 (構成比)	完成工事高 (構成比)	受注残高 (構成比)	受注高 (構成比)	完成工事高 (構成比)	受注残高 (構成比)
1　エンジニアリング事業		159,747 (99.8%)	194,419 (99.8%)	697,745 (100.0%)	107,317 (99.7%)	180,527 (99.8%)	529,610 (100.0%)
エネルギー分野	(1) LNGプラント関係	6,915 (4.3%)	94,984 (48.8%)	397,575 (57.0%)	28,906 (26.9%)	81,795 (45.2%)	255,101 (48.2%)
	(2) その他ガス関係	1,118 (0.7%)	2,266 (1.1%)	33,151 (4.8%)	1,775 (1.6%)	1,988 (1.1%)	25,871 (4.9%)
	(3) 石油・石油化学関係	109,067 (68.1%)	28,440 (14.6%)	117,546 (16.8%)	25,439 (23.6%)	37,016 (20.5%)	114,272 (21.6%)
地球環境分野	(4) 医薬・生化学・一般化学関係	6,629 (4.1%)	32,184 (16.5%)	62,016 (8.9%)	12,202 (11.3%)	25,825 (14.3%)	22,982 (4.3%)
	(5) 環境・新エネルギー・インフラ関係	33,044 (20.7%)	33,293 (17.1%)	81,650 (11.7%)	36,010 (33.5%)	30,920 (17.1%)	105,042 (19.8%)
	(6) その他	2,971 (1.9%)	3,250 (1.7%)	5,804 (0.8%)	2,983 (2.8%)	2,981 (1.6%)	6,338 (1.2%)
2　その他の事業		310 (0.2%)	310 (0.2%)	－ (－)	329 (0.3%)	329 (0.2%)	－ (－)
合　　計		160,057 (100.0%)	194,729 (100.0%)	697,745 (100.0%)	107,647 (100.0%)	180,856 (100.0%)	529,610 (100.0%)
国　　内		56,469 (35.3%)	68,113 (35.0%)	180,718 (25.9%)	71,109 (66.1%)	76,851 (42.5%)	193,394 (36.5%)
海　　外		103,587 (64.7%)	126,616 (65.0%)	517,026 (74.1%)	36,537 (33.9%)	104,005 (57.5%)	336,216 (63.5%)

（注）受注残高を算出するに当たっては、前連結会計年度以前に受注した工事の契約変更等による減額及び外貨建契約に関する為替換算修正に伴う増減額の合計を加味しています。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は1,560億62百万円となり、前連結会計年度末残高より863億14百万円減少しました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

工事の着実な進捗に伴う契約負債の減少などにより、営業活動による資金収支は139億15百万円のマイナスとなりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

定期預金の払戻などにより、投資活動による資金収支は6億67百万円のプラスとなりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

A種優先株式の一部取得および劣後金銭消費貸借契約に基づく借入金の返済などにより、財務活動による資金収支は758億27百万円のマイナスとなりました。

(3) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、12億10百万円です。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、以下の重要な契約を2026年6月30日付で解約いたしました。

契約会社名	相手方の名称	国名	契約締結日	契約内容
千代田化工建設株式会社(当社)	三菱商事フィナンシャルサービス株式会社	日本	2019年6月28日	再生支援の枠組みとしての融資契約
千代田化工建設株式会社(当社)	三菱商事株式会社	日本	2019年6月27日	再生支援の枠組みとして三菱商事フィナンシャルサービス㈱に対する連帯保証の契約
千代田化工建設株式会社(当社)	株式会社三菱UFJ銀行	日本	2019年6月28日	再生支援の枠組みとしての融資契約

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,500,000,000
A種優先株式	175,000,000
計	1,675,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） (2026年9月30日)	提出日現在発行数（株） (2026年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	260,324,529	260,324,529	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
A種優先株式	64,600,000	64,600,000	非上場	単元株式数 1株
計	324,924,529	324,924,529	―	―

(注)　定款に定めたA種優先株式の内容は、次のとおりです。（以下、定款から抜粋）

第2章の2　　A 種 優 先 株 式

（剰余金の配当）

第11条の2

（優先分配金）

本会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき第2項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。

（優先配当金の額）

2 A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額について、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日の2月29日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする（A種優先配当金は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）。

＜2028年6月末日までの期間における算式＞

A種優先配当金＝400円×3.0%

＜2028年7月1日以降の期間における算式＞

A種優先配当金＝

（436円及びその時点におけるA種累積未払配当金（第3項に定める。）の合計額）×12.0%

（累積条項）

3 本会社は、ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日のみを基準日とした場合のA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当する。

（非参加条項）
4 Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して、Ａ種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

（残余財産の分配）
第11条の3
（優先分配金）
本会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式1株当たり、400円にＡ種累積未払配当金相当額およびＡ種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。「Ａ種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数を第11条の2第2項の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。

（非参加条項）
2 Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して、前項に係るものを超えて、残余財産の分配を行わない。

（議決権）
第11条の4
Ａ種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

（現金対価の取得請求権（償還請求権））
第11条の5
（償還請求権の内容）
Ａ種優先株主は、いつでも、本会社に対して金銭を対価として、その保有するＡ種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、本会社は、Ａ種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該Ａ種優先株主に対して、第2項に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきＡ種優先株式は、償還請求が行われたＡ種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

（償還価額）
2 Ａ種優先株式1株当たりの償還価額は、下記のとおりとする。
436円にＡ種累積未払配当金相当額およびＡ種経過未払配当金相当額を加えた額
なお、本項においては、第11条の3第1項に定めるＡ種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、Ａ種経過未払配当金相当額を計算する。以下同じ。

（償還請求受付場所）
3 三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

（償還請求の効力発生）
4 償還請求の効力は、償還請求に要する書類が第3項に記載する償還請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

（現金対価の取得条項（強制償還条項））
第11条の6
（強制償還の内容）
本会社は、いつでも、本会社の取締役会が別途定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して強制償還日から2週間以上前までに通知を行ったうえで、本会社がＡ種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、Ａ種優先株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して第2項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、Ａ種優先株式の一部を取得するときは、取得するＡ種優先株式は、取得の対象となるＡ種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

（強制償還価額）

2 Ａ種優先株式1株当たりの強制償還価額は、下記のとおりとする。

＜2029年6月末日までの期間における償還価額＞

436円にＡ種累積未払配当金相当額およびＡ種経過未払配当金相当額を加えた額

なお、本項においては、第11条の3第1項に定めるＡ種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、Ａ種経過未払配当金相当額を計算する。以下同じ。

＜2029年7月1日以降の期間における償還価額＞

下記(a)または(b)のいずれか高い方の金額とする。

(a) 強制償還日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買加重平均価格（以下「ＶＷＡＰ」という。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また上記の期間中に第11条の7第3項に規定する事由が生じた場合、上記のＶＷＡＰの平均値は第11条の7第3項に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）に下記に定める基準株式数を乗じた金額本(a)において、「基準株式数」とは、400円にＡ種累積未払配当金相当額およびＡ種経過未払配当金相当額を加えた額を第11条の7第2項および第3項に基づき計算される転換価額で除した数値を意味する。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において本会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、東京証券取引所によりＶＷＡＰが発表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(b) 436円にＡ種累積未払配当金相当額およびＡ種経過未払配当金相当額を加えた額

（普通株式を対価とする取得請求権（転換権））

第11条の7

（転換権の内容）

Ａ種優先株主は、2029年7月1日以降いつでも、本会社に対し、第4項に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するＡ種優先株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「転換請求」という。）ができるものとし、本会社は、当転換請求に係るＡ種優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、第4項に定める数の普通株式を交付するものとする。ただし、Ａ種優先株主は、転換請求に伴い普通株式を取得することに関して必要となる国内外の競争法に基づく手続が適法かつ有効に完了している（待機期間が必要な手続については、当該待機期間が満了していることを含む。）ことを転換請求の条件とする。なお、第6項に従い、転換請求の効力が発生する日を、以下「転換請求権効力発生日」という。

（当初転換価額）

2 当初転換価額は、100円とする。

（転換価額の調整）

3

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当をする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当の場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当前発行済普通株式数（ただし、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当後発行済普通株式数（ただし、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当の効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$調整後転換価額 = 調整前転換価額 \times \frac{併合前発行済普通株式数}{併合後発行済普通株式数}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当の場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換、会社分割もしくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$調整後転換価額 = 調整前転換価額 \times \frac{(既発行普通株式数 - 自己株式数) + \frac{新発行株式数 \times 1株当たりの払込金額}{時価}}{(既発行株式数 - 自己株式数) + 新発行株式数}$$

④ 本会社に取得をさせることによりまたは本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当の場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当の場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当の場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤ 行使することによりまたは本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当の場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当の場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当に係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当の場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はＡ種優先株主およびＡ種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継、新設分割または株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

② 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（ただし、本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日のＶＷＡＰの平均値とする。

(e) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

（取得と引換えに交付すべき普通株式数）

4

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{転換請求に係るＡ種優先株式の数} \times (\text{400円＋Ａ種累積未払配当金相当額＋Ａ種経過未払配当金相当額})}{\text{転換価額}}$$

なお、本項においては、第11条の3第1項に定めるＡ種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「転換請求権効力発生日」と読み替えて、Ａ種経過未払配当金相当額を計算する。

（転換請求受付場所）

5 三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

（転換請求の効力発生）

6 転換請求の効力は、転換請求に要する書類が第5項に記載する転換請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

（譲渡制限）

第11条の8

Ａ種優先株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。

（株式の併合または分割および株式無償割当）

第11条の9

法令に別段の定めがある場合を除き、Ａ種優先株式について株式の併合または分割は行わない。Ａ種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当を行わない。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年4月1日～2026年6月29日	-	435,324,529	-	15,014	-	-
2026年6月30日～2026年9月30日	△110,400,000	324,924,529	-	15,014	-	-

（注）当中間連結会計期間における発行済株式総数の減少は、2026年6月24日開催の当社第98回定時株主総会において定款一部変更議案が承認可決されたことを踏まえ、2026年6月30日付でA種優先株式110,400,000株を取得及び消却したことによるものであります。

＜A種優先株式の一部取得及び消却の概要＞

取得及び消却した株式の種類	A種優先株式
取得及び消却した株式の総数	110,400,000株 （発行済A種優先株式総数に対する割合 63.1%）
取得価額	1株につき499.2円
株式の取得対価の内容	金銭
取得価額の総額	55,111,680,000円
取得先	三菱商事株式会社
取得・消却日	2026年6月30日

(5)【大株主の状況】

2026年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3番1号	151,531	46.70
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	9,033	2.78
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	5,110	1.58
千代田化工建設持株会	神奈川県横浜市西区みなとみらい4丁目6－2　千代田化工建設株式会社総務部気付	4,521	1.39
三菱UFJ信託銀行株式会社 （常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 （東京都港区赤坂1丁目8番1号　赤坂インターシティAIR）	3,874	1.19
BNYM SA／NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE （常任代理人　株式会社三菱UFJ銀行）	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM （東京都千代田区丸の内1丁目4番5号　決済事業部）	3,609	1.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂1丁目8番1号　赤坂インターシティAIR	3,253	1.00
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	2,994	0.92
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8－12	2,230	0.69
千代田共栄会	神奈川県横浜市西区みなとみらい4丁目6－2　千代田化工建設株式会社総務部気付	2,111	0.65
計		188,270	58.02

（注）発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しています。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

2026年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合（%）
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3番1号	869,312	33.47
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	90,339	3.48
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	51,107	1.97
千代田化工建設持株会	神奈川県横浜市西区みなとみらい4丁目6－2　千代田化工建設株式会社総務部気付	45,214	1.74
三菱UFJ信託銀行株式会社 （常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 （東京都港区赤坂1丁目8番1号　赤坂インターシティAIR）	38,740	1.49
BNYM SA／NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM （常任代理人株式会社三菱UFJ銀行）	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM （東京都千代田区丸の内1丁目4番5号　決済事業部）	36,099	1.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂1丁目8番1号　赤坂インターシティAIR	32,531	1.25
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	29,940	1.15
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8－12	22,304	0.86
千代田共栄会	神奈川県横浜市西区みなとみらい4丁目6－2　千代田化工建設株式会社総務部気付	21,116	0.81
計		1,236,702	47.62

(6)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	A種優先株式　64,600,000	―	(1)株式の総数等に記載のとおり
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式　449,400	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　259,721,700	2,597,217	―
単元未満株式	普通株式　153,429	―	１単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	324,924,529	―	―
総株主の議決権	―	2,597,217	―

(注)1　「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれています。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれています。

2　「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式36株を含めて記載しています。

②【自己株式等】

2026年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
千代田化工建設株式会社	横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号	449,400	―	449,400	0.14
計	―	449,400	―	449,400	0.14

（注）上記株式数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式は含まれていません。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1　中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2026年4月1日から2026年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年3月31日)	当中間連結会計期間 (2026年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	145,203	156,994
電子記録債権	149	311
完成工事未収入金及び契約資産	44,640	34,244
未成工事支出金	10,279	8,076
ジョイントベンチャー持分資産	※1 167,995	※1 144,620
短期貸付金	100,010	10
その他	20,932	18,492
貸倒引当金	△308	△376
流動資産合計	488,904	362,373
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物（純額）	4,256	3,961
土地	4,387	4,373
その他（純額）	1,295	1,061
有形固定資産合計	9,938	9,396
無形固定資産	5,474	4,893
投資その他の資産		
投資有価証券	4,222	4,398
退職給付に係る資産	3,858	※3 1,764
繰延税金資産	142	139
その他	2,499	2,590
貸倒引当金	△1,222	△1,222
投資その他の資産合計	9,499	7,670
固定資産合計	24,913	21,959
資産合計	513,817	384,333

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年3月31日)	当中間連結会計期間 (2026年9月30日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	10,066	6,541
工事未払金	115,592	101,605
1年内返済予定の長期借入金	1,202	1,202
未払法人税等	6,282	2,063
契約負債	190,815	155,063
完成工事補償引当金	1,921	6,211
工事損失引当金	5,580	3,772
賞与引当金	8,650	4,734
その他	30,658	23,394
流動負債合計	370,768	304,588
固定負債		
長期借入金	21,195	594
繰延税金負債	2,682	※3 861
退職給付に係る負債	898	939
その他	2,411	2,280
固定負債合計	27,187	4,674
負債合計	397,956	309,263
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,014	15,014
資本剰余金	142	142
利益剰余金	109,496	72,409
自己株式	△768	△740
株主資本合計	123,885	86,825
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△60	7
繰延ヘッジ損益	3,836	1,102
為替換算調整勘定	※2 △15,855	※2 △15,462
退職給付に係る調整累計額	2,050	※3 258
その他の包括利益累計額合計	△10,029	△14,094
非支配株主持分	2,004	2,339
純資産合計	115,860	75,070
負債純資産合計	513,817	384,333

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年4月1日 至　2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年4月1日 至　2026年9月30日)
完成工事高	194,729	180,856
完成工事原価	170,533	155,739
完成工事総利益	24,196	25,117
販売費及び一般管理費	※1 8,580	※1 8,990
営業利益	15,615	16,126
営業外収益		
受取利息	4,783	4,262
受取配当金	36	172
持分法による投資利益	127	123
その他	175	143
営業外収益合計	5,123	4,701
営業外費用		
支払利息	417	275
為替差損	663	931
その他	68	104
営業外費用合計	1,149	1,311
経常利益	19,589	19,516
特別利益		
関係会社清算益	―	※2 753
特別利益合計	―	753
特別損失		
投資有価証券評価損	―	※3 98
特別損失合計	―	98
税金等調整前中間純利益	19,589	20,171
法人税、住民税及び事業税	1,694	※4 1,373
法人税等調整額	65	274
法人税等合計	1,759	1,648
中間純利益	17,829	18,523
非支配株主に帰属する中間純利益	249	499
親会社株主に帰属する中間純利益	17,580	18,024

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年4月1日 至　2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年4月1日 至　2026年9月30日)
中間純利益	17,829	18,523
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△10	68
繰延ヘッジ損益	199	△2,734
為替換算調整勘定	3,241	223
退職給付に係る調整額	△19	△1,791
持分法適用会社に対する持分相当額	△12	5
その他の包括利益合計	3,397	△4,229
中間包括利益	21,227	14,293
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	20,983	13,959
非支配株主に係る中間包括利益	243	334

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年4月1日 至　2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年4月1日 至　2026年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	19,589	20,171
減価償却費	1,561	1,543
のれん償却額	16	16
完成工事補償引当金の増減額（△は減少）	△431	4,247
工事損失引当金の増減額（△は減少）	△5,702	△1,634
受取利息及び受取配当金	△4,820	△4,435
持分法による投資損益（△は益）	△127	△123
投資有価証券評価損益（△は益）	―	98
関係会社清算損益（△は益）	―	△753
売上債権の増減額（△は増加）	△7,208	10,949
未成工事支出金の増減額（△は増加）	1,618	2,202
仕入債務の増減額（△は減少）	12,079	△19,788
契約負債の増減額（△は減少）	△19,206	△35,531
ジョイントベンチャー持分資産の増減額（△は増加）	11,612	23,448
その他	3,143	△11,676
小計	12,124	△11,263
利息及び配当金の受取額	1,795	1,663
利息の支払額	△411	△267
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△1,556	△4,046
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,952	△13,915
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額（△は増加）	△921	1,849
有形固定資産の取得による支出	△464	△283
有形固定資産の売却による収入	42	20
無形固定資産の取得による支出	△869	△674
投資有価証券の取得による支出	△69	△235
資産除去債務の履行による支出	△375	―
貸付けによる支出	△14	△20
貸付金の回収による収入	9	16
その他	―	△5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,663	667
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△601	△20,601
リース債務の返済による支出	△52	△114
自己株式の取得による支出	△0	△55,111
財務活動によるキャッシュ・フロー	△654	△75,827
現金及び現金同等物に係る換算差額	△8,439	2,760
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	194	△86,314
現金及び現金同等物の期首残高	221,238	242,376
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△166	―
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 221,267	※1 156,062

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

Chiyoda Sarawak Sdn. Bhd.は、実質的に清算手続きが完了したため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

（会計上の見積りの変更）

（退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数の変更）

当社は、退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数として10年で費用処理しておりましたが、現役従業員部分の確定拠出企業年金制度移行に伴い、退職者に係る閉鎖型確定給付企業年金から生じる数理計算上の差異については、発生した連結会計年度の翌連結会計年度に一括償却処理(年間償却額を期間按分)する方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当中間連結会計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ421百万円増加しております。

（中間連結貸借対照表関係）

※1　請負工事に係るジョイントベンチャーの保有する現金預金等のうち、当社及び連結子会社の持分相当額であります。

※2　為替換算調整勘定の変動は、主に米国子会社等の財務諸表の項目の円貨換算において適用する為替レートの大幅な変動により生じております。

※3　当社は、2026年4月1日に確定給付企業年金制度の一部を確定拠出企業年金制度に移行しております。この制度変更に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号　2016年12月16日改正）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号　2007年2月7日改正）を適用し、当中間連結会計期間において、制度移行者に関する退職給付に係る資産2,142百万円、未認識数理計算上の差異に相当する退職給付に係る調整累計額1,465百万円及び関連する繰延税金負債672百万円が減少しております。

（中間連結損益計算書関係）

※1　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年4月1日 至　2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年4月1日 至　2026年9月30日)
従業員給与手当	2,559百万円	3,062百万円
賞与引当金繰入額	835	968
退職給付費用	79	△344

※2　当社の連結子会社であったChiyoda Sarawak Sdn. Bhd.の実質的な清算手続完了に伴う為替換算調整勘定の取崩し等により、関係会社清算益753百万円を計上しております。

※3　当社グループは、当中間連結会計期間に係る有価証券の減損処理の方法として、切放し法を適用しております。

※4　法人税、住民税及び事業税に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の金額

前中間連結会計期間 (自　2025年4月1日 至　2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年4月１日 至　2026年9月30日)
－百万円	375百万円

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年4月1日 至　2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年4月1日 至　2026年9月30日)
現金預金勘定	149,295百万円	156,994百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△3,028	△932
短期貸付金（注）	75,000	―
現金及び現金同等物	221,267	156,062

（注）　三菱商事㈱の関係会社との極度貸付契約に基づく短期貸付金でありますが、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わないため、現金及び現金同等物に含めております。

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年4月1日　至　2025年9月30日）

1.配当金支払額

該当事項はありません。

2.株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年4月1日　至　2026年9月30日）

1.配当金支払額

該当事項はありません。

2.株主資本の著しい変動

当社は、2026年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき、2026年6月30日付でA種優先株式の一部110,400,000株の取得及び当該株式の消却を行いました。A種優先株式の取得により自己株式が55,111百万円増加し、自己株式の消却により資本剰余金及び自己株式がそれぞれ55,111百万円減少しました。これにより、その他資本剰余金が負の残高となったため、当該負の値55,111百万円と同額を繰越利益剰余金から振り替えました。

この結果、当中間連結会計期間末において資本剰余金が142百万円、利益剰余金が72,409百万円、自己株式が740百万円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年4月1日　至　2025年9月30日）

当社グループの報告セグメントはエンジニアリング事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年4月1日　至　2026年9月30日）

当社グループの報告セグメントはエンジニアリング事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

長期借入金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

前連結会計年度（2026年3月31日）

科目	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
長期借入金	22,397	22,264	△133

（注）1　1年以内に返済予定のものを含めております。

2　長期借入金の時価の算定方法

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。

当中間連結会計期間（2026年9月30日）

科目	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
長期借入金	1,796	1,785	△11

（注）1　1年以内に返済予定のものを含めております。

2　長期借入金の時価の算定方法

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。

（デリバティブ取引関係）

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

前連結会計年度（2026年3月31日）

対象物の種類	取引の種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
通貨	為替予約取引	7,785	△7	△7

（注）　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

当中間連結会計期間（2026年9月30日）

対象物の種類	取引の種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
通貨	為替予約取引	13,959	81	81

（注）　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自　2025年4月1日　至　2025年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他（注）	合計
	エンジニアリング		
主たる地域市場			
北中南米	12,629	―	12,629
アジア・オセアニア	23,775	―	23,775
中近東・アフリカ	89,296	―	89,296
その他海外	914	―	914
日本	67,802	310	68,113
顧客との契約から生じる収益	194,419	310	194,729
その他の収益	―	―	―
外部顧客への売上高	194,419	310	194,729
主要な事業関係			
LNGプラント関係	94,984	―	94,984
その他ガス関係	2,266	―	2,266
石油・石油化学関係	28,440	―	28,440
医薬・生化学・一般化学関係	32,184	―	32,184
環境・新エネルギー・インフラ関係	33,293	―	33,293
その他	3,250	310	3,560
顧客との契約から生じる収益	194,419	310	194,729
その他の収益	―	―	―
外部顧客への売上高	194,419	310	194,729

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれないその他事業セグメントであり、人材派遣業等を含んでおります。

当中間連結会計期間（自　2026年4月1日　至　2026年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他（注）	合計
	エンジニアリング		
主たる地域市場			
北中南米	8,741	―	8,741
アジア・オセアニア	13,414	―	13,414
中近東・アフリカ	80,911	―	80,911
その他海外	937	―	937
日本	76,522	329	76,851
顧客との契約から生じる収益	180,527	329	180,856
その他の収益	―	―	―
外部顧客への売上高	180,527	329	180,856
主要な事業関係			
LNGプラント関係	81,795	―	81,795
その他ガス関係	1,988	―	1,988
石油・石油化学関係	37,016	―	37,016
医薬・生化学・一般化学関係	25,825	―	25,825
環境・新エネルギー・インフラ関係	30,920	―	30,920
その他	2,981	329	3,310
顧客との契約から生じる収益	180,527	329	180,856
その他の収益	―	―	―
外部顧客への売上高	180,527	329	180,856

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれないその他事業セグメントであり、人材派遣業等を含んでおります。

（1株当たり情報）

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前中間連結会計期間 （自　2025年4月1日 至　2025年9月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年4月1日 至　2026年9月30日）
(1) 1株当たり中間純利益		63.79円	51.43円
（算定上の基礎）			
親会社株主に帰属する中間純利益	（百万円）	17,580	18,024
普通株主に帰属しない金額	（百万円）	1,050	4,693
（うちA種優先株式配当額）	（百万円）	(1,050)	(718)
（うちA種優先株式に係る償還差額）	（百万円）	(－)	(3,974)
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	（百万円）	16,530	13,330
普通株式の期中平均株式数	（千株）	259,132	259,200
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益		16.85円	22.28円
（算定上の基礎）			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	（百万円）	1,050	4,693
（うちA種優先株式配当額）	（百万円）	(1,050)	(718)
（うちA種優先株式に係る償還差額）	（百万円）	(－)	(3,974)
普通株式増加数	（千株）	784,385	549,955
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		―	―

（注）当社は、役員報酬BIP信託を導入しております。これに伴い、当該信託が保有する当社株式を、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（前中間連結会計期間742千株、当中間連結会計期間675千株）。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月11日

千代田化工建設株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊藤惣悟

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大西安弘

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている千代田化工建設株式会社の2026年4月1日から2027年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、千代田化工建設株式会社及び連結子会社の2026年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認

められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- **中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**
- **中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。